

装事通第73号

27.10.1

一部改正 装事通第17738号

令和2年12月24日

一部改正 装事通第8575号

令和4年5月30日

調達事業部長
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

通信器材等用部品等認定検査実施要領について (通達)

標記について、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）第11条及び第16条第4項において準用する第11条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

通信器材等用部品等認定検査実施要領

(目的)

- 1 この要領は、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号。以下「訓令」という。）第11条及び第16条第4項において準用する第11条の規定に基づき、通信器材、音響器材及び電気器材並びにこれらに付随する器材（以下「通信器材等」という。）の部品及び材料（以下「部品等」という。）の認定検査に関し、必要な事項を定め、認定検査の円滑な実施に資することを目的とする。

(適用範囲)

- 2 この要領は、訓令第4条に定める指定品目のうち、通信器材等の部品等（航空機等及び誘導武器等に属するものを除く。）の認定検査に適用する。

(認定検査の基準)

- 3 認定検査は、付紙第1「通信器材等用部品等製造設備等審査基準」及び付紙第2「品質試験実施基準」により実施する。

(認定検査の方法)

- 4 認定検査は、訓令第10条の規定に基づき、申請に係る製造設備等が製造上の要件を備えているか否かの審査又は当該製造設備等により製造された装備品等が適用した防衛省仕様書等に規定する品質を有するか否かの試験若しくは審査を実施するものとする。

(認定検査の担当者)

- 5 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部航空機調達官付回転翼室長（以下「物別官室長」という。）は、調達事業部長から認定検査の実施を指令された場合には、認定検査を実施する者（以下「認定検査官」という。）を所属する職員の中から指名するものとし、当該認定検査官は、製造設備等の審査又は品質試験を実施し、それぞれの結果を確認するものとする。

(認定検査の依頼)

- 6 物別官室長は、認定検査の実施に当たり、幕僚長等の協力を必要とする場合には、長官が協力を依頼するための手続きをとるものとする。

(品質試験実施場所)

- 7 品質試験を実施する場所は、次のいずれかとする。
- (1) 申請者の準備した試験施設
 - (2) 公共の試験機関
 - (3) 防衛省の試験施設

(認定検査の報告書)

- 8 認定検査官は、認定検査を終了した場合は認定検査結果報告書（別記様式第1及び第2）を作成し、調達事業部長に提出するものとする。

(準用規定)

- 9 第3項から前項までの規定は、確認検査について準用する。

通信器材等用部品等の製造設備等審査基準

1 審査項目

審 査 項 目		審 査 細 目
1 方針	品質管理の方針が確立され実施に移されているか。	(1) 工場全体が品質管理について、よく認識し、方針の達成についての努力がみられるか。 (2) 方針の内容が理解されて、末端（一作業員）まで及んでいるか。 (3) 方針の内容が実施に移されているか、その状況が工程にみられるか。
2 組織	品質管理に関する組織は、責任と権限が明確になっているか。	(1) 生産、技術、検査、管理等各部の責任分担及び権限の範囲は明確であり、各部相互間の協調がとれているか。 (2) 品質管理の組織は、企業の規模に対しつりあいのとれたものか。 (3) 責任と権限事項の確認、標準化状況、管理体制等が定期的に点検されているか。 (4) 教育は実施されているか。
3 規定類	規定は整理され、活用されているか。	(1) 社内規格、社内規定等が作成されており、それらの制定、改廃の手続きが明確で、かつ、最新の状態に維持されているか。 (2) 申請した製造設備等に関する技術資料は、よく整備されているか。 (3) 申請して製造設備等に係る図面、作業手順等が制定されており、その内容は適切なものか。
4 工程管理	工程の管理は適切に行われているか。	(1) 作業は規定のとおり実施さ

	<p>るか。</p>	<p>れているか、また作業手順等が作業現場にみられるか。</p> <p>(2) 不具合対策について規定があり、規定どおり行われているか。</p> <p>(3) 所要の設備があるか、設備の精度の維持管理についての規定があり、その内容は適切か、また規定どおり実施されているか。</p> <p>(4) 計測器に対する計量管理の実施は、定められた期間に正しく行われているか。</p> <p>(5) 工程中における検査、点検等は適切な部署で行われているか、工程における不良品の取扱いは適切か。</p>
--	------------	---

品質試験実施基準

1 認定検査における品質試験

認定検査における品質試験は、中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）第11条第3項及び第5項並びに第35条第3項及び第4項の規定に基づき調達管理部長又は調達事業部長が定める標準又は個別の監督及び完成検査の実施要領に定める基準により実施するものとする。

2 確認検査における品質試験

確認検査における品質試験は、認定試験において用いた標準又は個別監督、完成検査実施要領に定める検査方式を調整（ユルイ検査をナミ検査に、ナミ検査をキツイ検査に移す。ロットの大きさにより試料の大きさを規定したものについては、試料の大きさを2倍にして行うものとする。この場合において、合否判定個数は、認定検査の品質試験に用いたものとする。）して実施する。

別記様式第1（第8項関係）

製造設備等審査報告書

品目		審査年月日	
製造工場名及び所在地			
主たる面接官			
認定検査官	(官氏名)		
審査項目	審査細目	調査状況	
認定検査官の所見			

別記様式第2（第8項関連）

品質試験成果報告書

認定検査官 官職
氏名

指令番号

実施品目

実施期日

実施場所

- 1 品質試験成績 別添のとおり
- 2 品質試験に対する所見

添付書類：品質試験成績書